

仮貯蔵  
震災時等における危険物の 仮取扱い 実施計画届出書

年 月 日	
島尻消防組合消防本部消防長 様	
届出者 住所 _____ (電話) _____ 氏名 _____	
仮貯蔵・仮取扱い の 予 定 場 所	住 所 _____ 名 称 _____
仮貯蔵・仮取扱いの 方 法	
危 険 物 の 種 別 品 名 及 び 数 量	指定数量の 倍
消 火 設 備	
現場管理 責 任 者	住 所 _____ 氏 名 _____ 連 絡 先 _____
危 険 物	氏 名 _____
取 扱 者	免状種類等 _____ 種 第 _____ 類 第 _____ 号
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

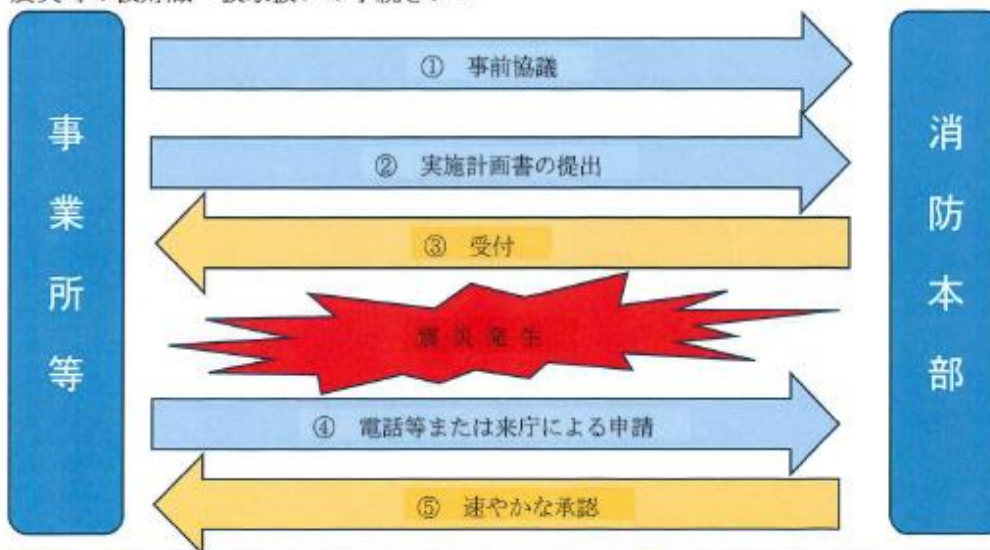
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とすること。
- 2 法人にあっては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
- 3 実施計画書、案内図、配置図、平面図、構造図その他関係書類を添付すること。
- 4 ※印の欄は、記入しないこと。

### 通常時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー



通常の危険物仮貯蔵・仮取扱いの申請は申請～承認まで、7日～10日を要します。  
申請に係る事前の相談を含めれば更に期間を要します。  
震災時は、通常の手続きが困難となる可能性があり、大幅に期間を要する恐れがあります。

### 震災時の仮貯蔵・仮取扱いの手続きフロー



事前に震災時における実施計画書を提出しておくことで、震災時に必要になった申請を電話で行うことができ、申請～承認(口頭)が、即日可能になります。  
これにより、災害により緊急に必要となった危険物の取扱い等が迅速に行うことができ、スムーズな災害復旧を図ることができます。  
ただし、申請書は後日改めて提出する必要があります。  
この場合、震災等の状況により申請手数料の減免が適用される場合があります。

## 仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例1】

### ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

#### 1 目的

震災等により被災地においてガソリン等の燃料が不足した場合に災害復興支援車両等への燃料補給を行うことを目的とし、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵やドラム缶から手動ポンプを用いて金属製携行缶への詰め替えを行い、仮設の燃料供給拠点として利用するために必要な事項を予め計画するものである。

#### 2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇字〇〇番〇〇号 〇〇工場東側空地（コンクリート舗装）

#### 3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 360 m<sup>2</sup>（15m×24m）

#### 4 詳細レイアウト

別紙のとおり

#### 5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第1石油類（ガソリン）3,000 リットル

#### 6 指定数量の倍数

15 倍

#### 7 貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 200 リットルの金属製容器（ドラム缶）により貯蔵する。
- (2) 保有空地を6メートル確保する。
- (3) 貯蔵場所と取扱い場所に6メートルの離隔距離をとる。
- (4) 高温になることを避けるため、通気性を確保した日除けを貯蔵室に設ける。また、取扱い場所において危険物が長時間炎天下にさらされないようにする。
- (5) 第5種消火設備 10型粉末消火器3本を設置する。
- (6) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。  
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量・(倍数)」、「火気厳禁」

#### 8 安全対策

- (1) ドラム本体、給油に使用するドラムポンプ等のアースを確保する。
- (2) 危険物も取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。
- (3) 危険物を取扱う者は、静電安全靴を着用する。

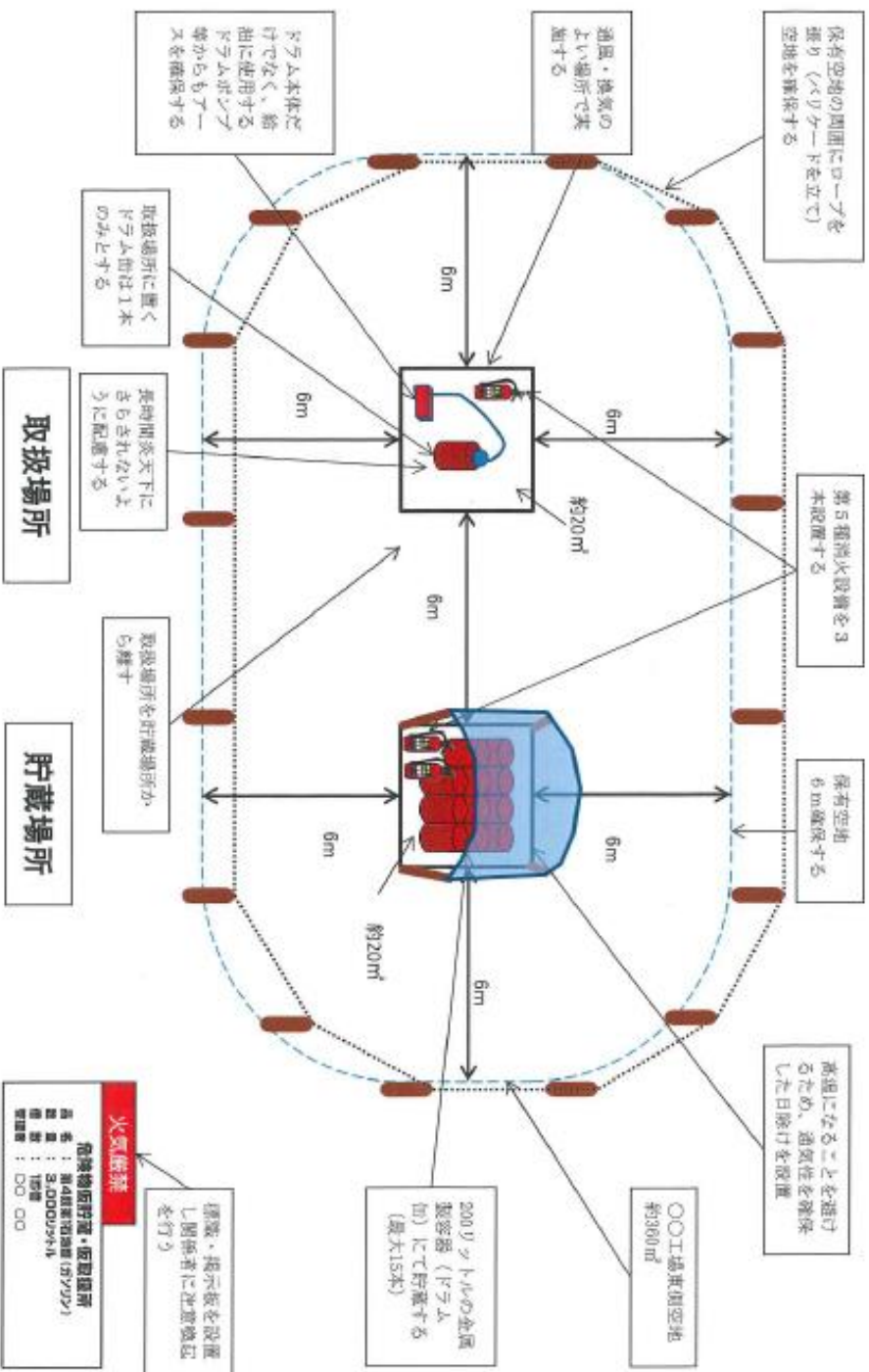
#### 9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

#### 10 その他必要な事項

金属製携行缶による給油は、この場所以外では行わない。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い)



仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例2】  
危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り

1 目的

震災等により被災した変圧器等を修繕、点検するために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇字〇〇番〇〇号 〇〇工場南側空地

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 120 m<sup>2</sup> (12m×10m)

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第3石油類（絶縁油）10,000 リットル

6 指定数量の倍数

5倍

7 仮貯蔵及び取扱いの方法

- (1) 変圧器の修繕、点検のため、変圧器内部の絶縁油を一旦抜き取り、仮設タンク等で貯蔵し、内部修繕・点検が終了後に変圧器内部に再度注油する。
- (2) 保有空地を3メートル確保する。
- (3) 第5種消火設備 10型粉末消火器 3本を設置する。
- (4) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。  
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「危険物の類・品名・数量（倍数）」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) 変圧器等、ポンプ、仮設タンクのアースを確保する。
- (2) 仮設の防油堤を設置し、漏えい防止シートの敷設等の流出防止対策を講ずるとともに、配管の接合部からの流出防止対策としてオイルパンを設置する。
- (3) 1カ所の取扱い場所で同時に複数の設備からの抜き出しは行わない。
- (4) 危険物の取扱いは原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

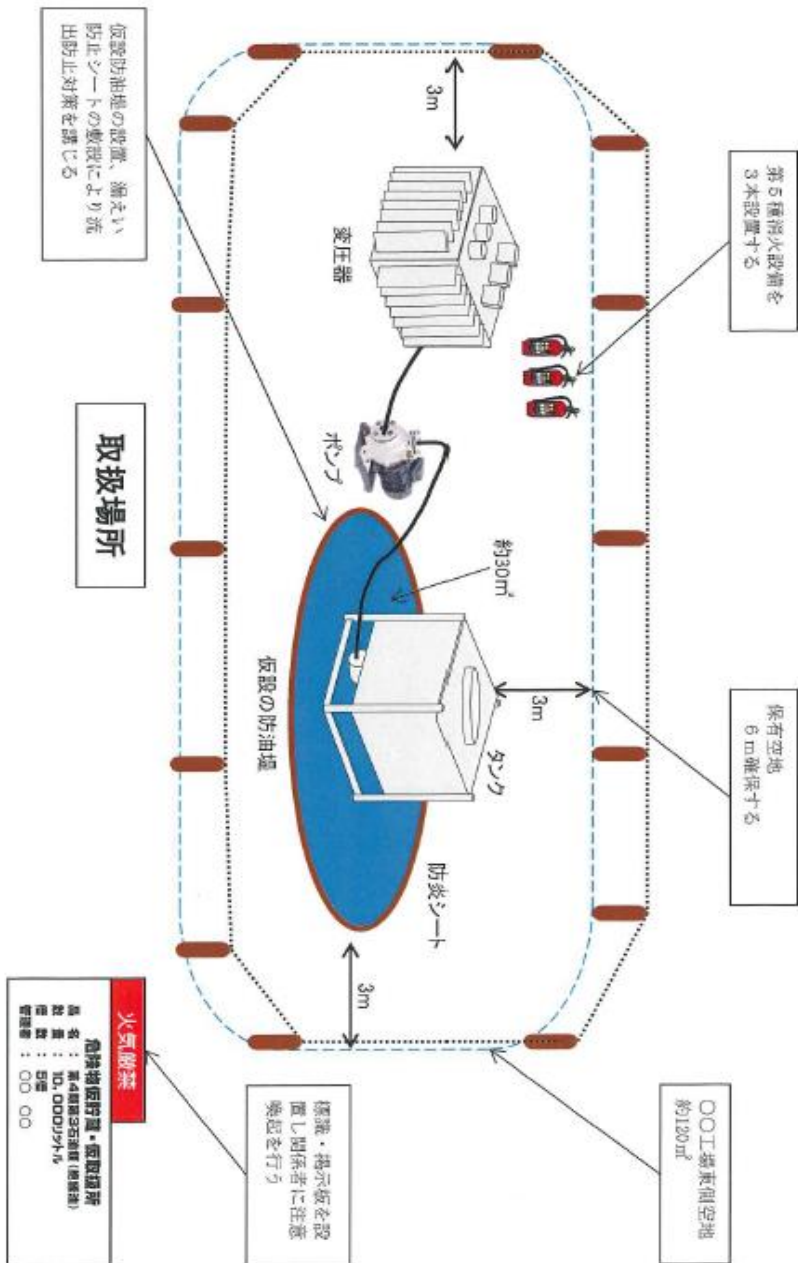
9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

危険物の抜き出し等を行った変圧器の数及び危険物の数量を記録し、事後速やかに報告する。

仮貯蔵・仮取扱い実施計画書(危険物を収納する設備等から危険物の抜き取りの安全対策の例)



仮貯蔵・仮取扱い実施計画書【作成例3】  
移動タンク貯蔵所による軽油の給油・注油等

1 目的

震災等のより被災地において災害復興のための重機への燃料補給及びドラム缶への注油を行うために必要な事項を予め計画するものである。

2 仮貯蔵・仮取扱いをする場所

〇〇市〇〇字〇〇番〇〇号

3 仮貯蔵・仮取扱いに使用する部分の面積

約 2,000 m<sup>2</sup>

4 詳細レイアウト

別紙のとおり

5 仮貯蔵・仮取扱いをする危険物の類・品名・数量

第4類第2石油類（軽油） 1日最大 20,000 リットル

6 指定数量の倍数

20 倍

7 貯蔵及び取扱い方法

- (1) 移動タンク貯蔵所から直接重機への給油及びドラム缶への詰め替えを行う（詰め替えたドラム缶は別途確保する貯蔵場所に速やかに移動させる）。
- (2) 保有空地进行を 6 m 確保する。
- (3) 高温になることを避けるため必要に応じて通気性を確保した日除けを貯蔵場所に設置する。
- (4) 第5類消火設備 10 型粉末消火器 3 本を設置する。
- (5) 標識、掲示板を設置し関係者に次の事項について注意喚起を行う。  
「危険物仮貯蔵・仮取扱所」、「品名・数量・倍数」、「火気厳禁」

8 安全対策

- (1) ドラム本体のアースを確保する。
- (2) 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備する。
- (3) 危険物の取扱いは、原則として危険物取扱者免状保有者が行う。

9 管理状況

- (1) 保有空地の周囲にバリケード等を設け、空地进行を確保する。
- (2) 敷地の出入り管理を徹底し、いたずら・盗難を防止する。
- (3) 作業前と作業後に点検を行い、その結果を記録する。

10 その他必要な事項

移動タンク貯蔵所への注油は別場所で行う。







## 震災時等における被災地でのガソリン等の運搬、貯蔵及び取扱い上の留意事項

### 【ガソリン等の火災危険性を踏まえた貯蔵・取扱時の留意事項】

#### 〈ガソリンの特性〉

- ・引火点は $-40^{\circ}\text{C}$ 程度と低く、極めて引火しやすい。
- ・ガソリン蒸気は空気より約3～4倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・電気の不良導体であるため、流動等の際に静電気を発生しやすい。

↓

・ガソリンを取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いないください。  
ガソリンを取り扱っている場所から1 m離れた場所に置かれた洗濯機で火災に至った事例や、火気や火花がなくても人体に蓄積された静電気で火災に至った事例が報告されており、ガソリンを取り扱う場合は細心の注意を払わないと容易に火災に至る危険性があります。

・静電気による着火を防止するためには、金属製容器で貯蔵するとともに、地面に直接置くなど、静電気の蓄積を防ぐ必要があるほか、移し替えは流動時の静電気の蓄積を防ぐため、ガソリンに適用した配管で行う必要があります。

・ガソリン容器からガソリン蒸気が流出しないように、容器は密栓するとともに、ガソリンの貯蔵や取扱いを行う場所は火気や高温部から離れた直射日光の当たらない通風、換気の良い場所としてください。

特に夏期においてはガソリン温度が上がってガソリン蒸気圧が高くなる可能性があることに留意しましょう。

・取扱いの際には、開口前のエア抜き操作等、取扱説明書等に記載された容器の操作方法に従い、こぼれ・あふれ等がないよう最新の注意を払ってください。

万一流出させてしまった場合には少量であっても回収・除去を行うとともに周囲の火気使用禁止や立入の制限等が必要です。必要に応じて消火器を準備しておきましょう。また、衣服や身体に付着した場合は、直ちに衣服を脱いで可能であれば大量の水と石鹸で洗い流しましょう。

・ガソリン使用機器の取扱説明書等に記載された安全上の留意事項を厳守し、特にエンジン稼働中の給油は絶対に行わないようにしましょう。



ガソリンの貯蔵に適した容器の例  
(金属製容器であることが必要)



ガソリンの貯蔵に適さない容器の例  
(樹脂製容器は火災危険性が高い)

《灯油・軽油の特性》

- ・引火点は 40℃～45℃程度であり、引火しやすい。
- ・灯油や軽油の蒸気は空気より約 4～5 倍重いので、低所に滞留しやすい。
- ・流動等の際に静電気を発生しやすい。

↓

・灯油や軽油を取り扱っている周辺で火気や火花を発生する機械器具等を用いないください。

灯油や軽油から発生する可燃性蒸気の量はガソリンより少ないため、ガソリンと比べれば火災危険性は低いものの灯油や軽油の近くに火気等があれば火災に至る危険性があることに変わりなく、灯油や軽油を取り扱う場合は、ガソリンと同様に細心の注意を払う必要があります。

・常温において、灯油用のポリエチレンタンクや樹脂製の灯油用給油ポンプの使用は問題ありませんが、液温が高くなる（40℃以上）環境下で用いる場合は、灯油や給油に蓄積された静電気で火災に至る危険性があることに留意する必要があります。

ガソリンほどではありませんが、灯油や軽油も流動等の際に静電気を発生しやすい性質があります。また、灯油や軽油も蒸気と空気の混合率が一定範囲内（1.0vol%～6.0vol%と広範囲）で燃えます。

・灯油や軽油の容器から灯油や軽油の蒸気が流出しないように、容器は密閉するとともに、灯油や軽油の貯蔵や取扱いを行う場所は通風、換気を良くしましょう。

## 【自動車のガソリン等を抜き取って使用することは危険です】

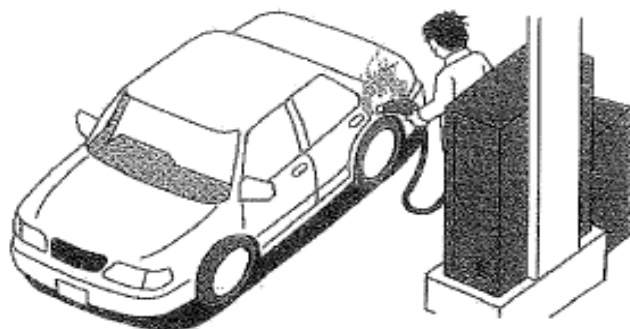
ガソリンの引火点は $-40^{\circ}\text{C}$ 程度と非常に低く、ガソリンスタンドにおいても静電気による火災が発生する事例が発生しています。

上の図は自動車に給油しようとした際に人体に帯電した静電気により火災が発生した事例であり、下の図はオイルチェンジャーを用いて自動車のガソリンを抜いていたところ火災に至った事例です。

被災地において、仮に樹脂製の灯油用給油ポンプを用いて自動車からガソリンを抜き取った場合、ガソリン自身が帯電してしまい、火災に至る危険性はオイルチェンジャー以上に高く、非常に危険です。二次災害を防止する観点からも、控えてください。

### 事故概要

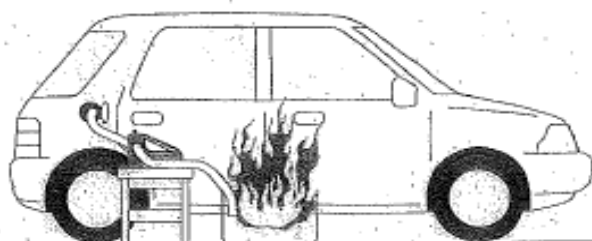
セルフ給油取扱所で顧客が車両にガソリンを給油中に車両の給油口付近から出火したもの。炎が上がり、慌てて給油ノズルを給油口から抜き取ったためこぼれたガソリンと車両ボディー若干を焼損したもの。



### 事故概要

ハイオク仕様の普通乗用車にレギュラーガソリン53ℓを誤給油してしまった。そこでオイルチェンジャーを使用してレギュラーガソリンを金属製の20ℓ容器に移し替えていたところ、ガソリンに引火した。

なお、粉末消火器を使用して消火作業に従事した従業員1名が左下腿と左手背部に熱傷を負った。



## 【ガソリン等の燃料を容器で運搬する場合等の留意事項】

ガソリンの引火点は-40℃程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生することから、金属製の容器（ガソリン携行缶やドラム缶等）で運搬する必要がありますが、ガソリン等を容器で運搬する場合には消防法令上、危険物取扱者が乗車することまでは求められていません（もちろん、防火上の観点から危険物取扱者が乗車されることは望ましいことではあります）。

また、ガソリン等を車両で運搬する場合、ガソリン等を収納した容器の運搬個数に制限はありません。ただし、乗用車（乗用の車室内に貨物を積むものを含む）によりガソリン等を運搬する場合は、22リットル以下の金属製の容器とする必要があります。

さらに、運搬中に危険物が落下・転倒することがないように積載すること、3メートル以上積み重ねて運ばないこと等の防火上の対策は講じていただく必要があります。

なお、大量のガソリン等（ガソリンの場合は200リットル以上、灯油又は軽油の場合は1,000リットル以上）を運搬する場合は事故時の火災危険性が高いことから、消火器を設置するとともに、周囲に大量の危険物を運搬していることが容易にわかるように「危」と記した標識を掲げる必要があります。

当該車両が大量の危険物を運搬していることを周囲に周知し注意喚起するという制度趣旨を達成するものであれば、簡易な標識でも可能です。

一方、タンクローリーでガソリン等を大量に移送（運搬）する場合、一度事故が発生すると火災に至る危険性が高く、また、火災時には周辺施設も含めて大きな被害が発生する危険性があることから、指定数量以上の危険物を移送するタンクローリーには危険物取扱者が乗車していただく必要があります。

この場合の危険物取扱者とは、甲種危険物取扱者、乙種危険物取扱者（4類）又は丙種危険物取扱者を指しますが、毎年約14万人の方がタンクローリーで移送（運搬）する際に必要とされる有資格者となっています。

前述の火災危険性をご理解いただき、有資格者が乗車したタンクローリーで安全に大量のガソリン等を運んでいただけるようお願いいたします。

なお、タンクローリーの運転者自身が危険物取扱者である場合は、必ずしも別に危険物取扱者を乗車させる必要はありません。

## 【石油ストーブ等の灯油がなくなってもガソリンを使用することは危険です】

ガソリンの引火点は $-40^{\circ}\text{C}$ 程度と非常に低く、静電気等でも容易に火災が発生します。一方、灯油の引火点は $40^{\circ}\text{C}$ 程度であり、火災危険性は高いもののガソリンほどではありません。

石油ストーブや石油ファンヒーター等は、あくまでも灯油を燃料として用いることを前提に作られているため、仮に灯油がなくなった場合でも、灯油の代わりにガソリンを給油すると火災が発生する危険性が非常に高く、しかも、石油ストーブ等は建物内で用いる場合が大半であることから、建物火災に発展する危険性が高いので、絶対に行わないようにしてください。